

鎌倉市告示第20号

し尿に係る処理手数料の徴収委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、し尿処理手数料の徴収事務を次のとおり委託しますので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年(2024年)4月19日

鎌倉市長 松尾



- 1 受託者
住 所 神奈川県鎌倉市大町四丁目1番35号
受託者名 株式会社神中運輸
代表取締役 川島 康寛
- 2 委託期間 令和6年(2024年)4月1日から
令和7年(2025年)3月31日まで